

令和5年9月7日公告

南港光小学校体育館床改修その他工事

○設計図書の一部に表記誤りがありました。再度ご確認ください。

修正箇所	誤	正
設計書 図面2	・搬入時間は午前8時45分までとすること	削除

工 事 概 要

Table with project name (南港光小学校体育館床改修その他工事), location (大阪市住之江区南港中4-4-22), and phone number (6613-0600).

工事内容 体育館床改修工事
・体育館床(床下地共)及びステージ床の張替えを行う。
・上記に伴う電気設備工事を含む。
プール改修工事
・プールサイドの床防滑性シート貼りを行う。
・プール槽塗装塗替えを行う。(付属施設共)
その他 図示による。

一般事項
・工事着手前に現場実測及び調査を行い、取り合いなどの関係で設計図書によることが困難または不都合な場合は監督職員と協議すること。
・本工事に必要な官公庁その他の手続きは速やかに行うこと。
・安全対策については、現場の状況に応じ適切な方法を講ずること。
・工事に伴うガラ等の撤去材は速やかに場外処分すること。
・工事施工に使用した進入通路、資材置き場等の作業所内は現況に復旧すること。
・本工事により破損を生じた箇所は在来に倣い補修すること。
・設備工事の取り合いについては、設備監督職員と協議のこと。
・産業廃棄物の処理にあたっては、電子マニフェストを使用すること。
・地中埋設配管の損傷事故を防止するため、掘削作業等を行う際は、監督職員と既設配管の情報を共有し、慎重に作業を行うこと。
・足場解体などの上下作業については、第三者災害や既設配管の損傷などを起こさないよう、作業開始前に荷下ろし方法と落下防止措置を確認すること。
・施設敷地内及び周辺は禁煙とする。

工事期間中に施設利用者が使用する範囲での施工について(注意事項)

使用中の施設で夜間や休日に施工する場合など、工事範囲と工事期間中に施設利用者が使用する範囲が重なる工事においては、特に安全管理の徹底を図り、以下のような点について留意すること。
1. 高所や天井などに取り付ける資機材については落下の危険性に特に注意すること。
2. 仮囲いなどは容易に開閉ができないようにすること。
3. 作業終了時には、工具や資機材を施設利用者が使用する範囲内に残置しないこと。
また、機器、配線、配管等を仮止めや半固定の状態に残置しないこと。

特記事項
・本工事を行う際は、敷地内利用者の安全に留意し、工事を行うこと。
・施工者は、腕章、ヘルメット、名札等を着用し、工事施工者であることを明確にすること。
・施設の日常活動等運営上、支障なき様十分配慮のこと工程表を作成し、施設管理者及び監督職員と協議の上施工を行うこと。
・各部材の仕上りは施設管理者と協議の上決定すること。
・工事に伴い騒音・振動が発生する作業は時間的制約があるため、施設管理者と十分協議の上施工すること。
・工事前トイレは既存施設内トイレを借りることとし、場所は施設管理者の承諾を得た上決定すること。(清掃管理を徹底する)
・既設との取合部分は全てカッター切を行うこと。
・児童の登下校の時間帯は、工事車両の進入に注意すること。
・警備員1名をスポット20日で配置すること。
・本現場は南港ノーカーゾーン内に立地する為、工事車両の進入には事前に警察署の許可が必要になる。
・芝生、コンクリート通路部分には車両の乗り入れ禁止とする。
・場内への車両進入は資材搬入のみとする。
・搬入時間は午前8時45分までとする。
・作業時毎に作業開始の連絡を職員室へ行うこと。
・プール正面は4、5年生の校舎なので、音が出るような作業時にはその旨を予め伝えること。
・U.C塗(水性2液型)：2液水性ポリウレタン樹脂塗装(仕様書参照)
和信化学工業(株)：アクレックスフロアクリヤー 2液タイプ
大同塗料(株)：ユクライトクリヤー#700T
大谷塗料(株)：ソワード2液フロアエーテ 艶有 又は同等品とする。
・同等品とは、水性、F☆☆☆☆、トルエン・キシレンをはじめとする厚生労働省規制13物質を含まないものとする。
・塗回数：4回塗とする。
・主剤に硬化剤を混合した塗料は、可使用時間(各メーカー仕様による)を厳守し、可使用時間の過ぎた塗料は絶対に使用しないこと。
・工程毎の「主剤と硬化剤の攪拌時刻」及び「塗装終了時刻」の記録を監督職員に提出すること。
・積層フローリングについて
積層フローリング t-18(表層ひき板厚6mm以上) プナ材とする。
・VOC測定は特急分析により行い、測定結果(施工前1室・施工後1室)は速やかに監督職員へ提出すること。
①弾性シーリングについて
プール構造体とプールサイドの境目に配した目地シーリング材は
1成分系シリコン系シーリング(SR-1)防カビタイプとする。寸法は現状合わせとする。
なお、プールサイド床の目地シーリングを改修する場合は本項に併記する。
②責任施工、保証期間について
本工事のプール槽、足洗い槽、洗体槽、シャワー槽塗装塗替え塗装及び図示のシーリング打替えについては責任施工とし、工事受注者、当該工事の施工者、材料メーカーの連名で下記の保証期間を証した工事保証書を作成し提出すること。
(ア)プール槽等塗装：保証期間2年
(イ)弾性シーリング：保証期間5年

1) 設計段階で石綿含有と判断している建材について

Table with columns: 材料名, 厚さ(mm), 使用部位, 面積, 石綿含有 判断根拠.

2) 工事開始前の石綿の有無の調査と届出について

・工事着手前に改修等工事に係る全ての部分について事前調査を行い、『解体等工事に係る事前調査書面』を作成し、調査結果を監督職員へ報告するとともに、事前調査結果(A3サイズ(縦29.7cm以上、横42cm)以上)を掲示の上、工事を行うこと。
・建築物の解体等の作業を行う際は「①建築物石綿含有建材調査者(一戸建て等石綿含有建材調査者を除く)」又は「②令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者」が事前調査を行うこと。(令和5年10月1日以降に着工する工事が対象)
・工事開始前に事前調査書面を監督職員の確認後、結果の概要等を電子システム(石綿事前調査結果報告システム)で、所轄労働基準監督署及び所轄自治体に届出を行うこと。
・電動工具等を用いて石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業(足場等を設置するために行う軽微な穿孔作業等を含む)は、「特定粉じん搬出等作業」に該当するため、穿孔等の作業前に事前調査を実施し、石綿等が使用されていることが判明した場合は、電動工具の性能を確認する等、適切な工法で穿孔作業等を行うこと。
・石綿含有建材等の処理作業は、『建築物等の解体等に係る石綿ばい露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月 厚生労働省・環境省)』によること。
・石綿含有仕上塗材等の処理について、官公庁に所定の届出を行い、電動工具を使用する場合は監督職員立ち合いのもと、試験施工を行うこと。試験施工の結果により、施工工具を確定し監督職員との承諾を受けたのちに工事を行うこと。
・関係法令等に基づき、必要な場合、建設工事計画届出、石綿等の除去工事概要書等(労働基準監督署)、特定粉じん排出等作業実施届出書(大阪市環境局)等届出を行うこと。
・工事で使用したHEPAフィルター、養生材等及び除去した石綿含有仕上塗材等は石綿含有産業廃棄物として処分すること。石綿含有仕上塗材の処理については以下の通りとする。

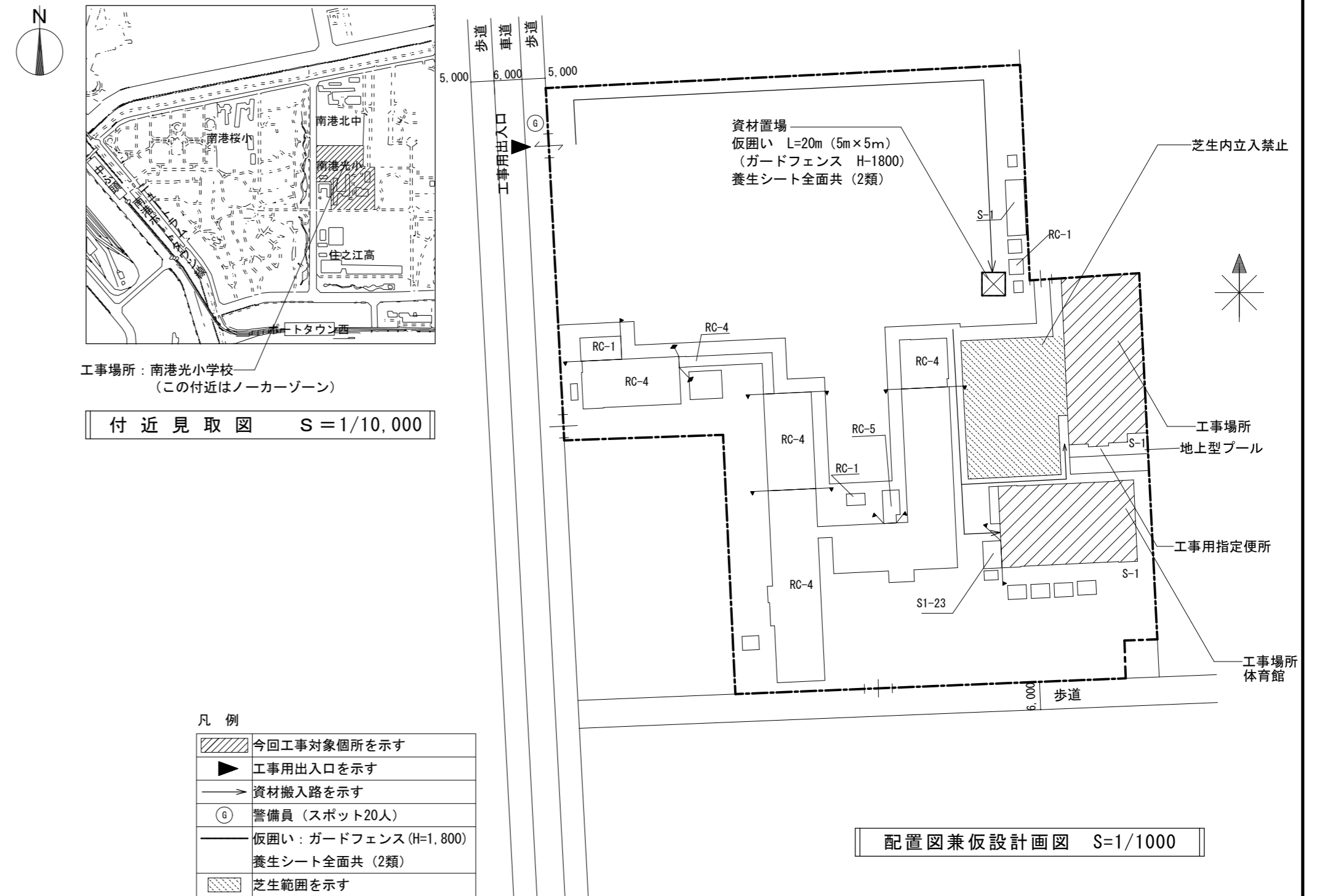
Table with columns: 位置, 部位, 使用材料, 石綿含有 判断根拠, 悪所の石綿含有仕上塗材処理工法.

注) 石綿含有量は0.1%以上

塗装概要 <プール施設概要>

Table with columns: 主要項目, プールの材質, 長さ(m), コース数, 水深(m), 付属物, 付帯施設, プールサイト.

- ・塗装範囲
図示の塗装されたプール槽及び足洗い槽、シャワー槽を塗装する。
・塗装仕様
プール塗装に使用する材料及び施工工程の種別による塗装区分は別表『プール塗装塗替仕様1』、『プール塗装塗替仕様2』を参照の上、図示に基づいて塗装部位ごとに塗り分けする。
なお、鉄鋼面塗装は特記仕様書による。
・標示等
プール槽・同付属物の塗替え後コースライン、クロスライン、5mライン、中央ラインの標示とともに距離、水深の表示を図示に基づいて行う。



工事場所：南港光小学校 (この付近はノーカーゾーン)

付近見取図 S=1/10,000

配置図兼仮設計画図 S=1/1000

凡例 table with symbols and descriptions for site markers like '今回工事対象箇所を示す', '工事用出入口を示す', etc.

Table with project name, location, and contact information for the contractor and client.

工 事 概 要

工事名称	南港光小学校体育館床改修その他工事		
所在地	大阪市住之江区南港中4-4-22	電話番号	6613-0600

工事内容 体育館床改修工事
 ・体育館床(床下地共)及びステージ床の張替えを行う。
 ・上記に伴う電気設備工事を含む。
 プール改修工事
 ・プールサイドの床防滑性シート貼りを行う。
 ・プール槽塗装塗替えを行う。(付属施設共)
 その他 図示による。

一般事項

- ・工事着手前に現場実測及び調査を行い、取り合いなどの関係で設計図書によることが困難または不都合な場合は監督職員と協議すること。
- ・本工事に必要な官公庁その他の手続きは速やかに行うこと。
- ・安全対策については、現場の状況に応じ適切な方法を講ずること。
- ・工事に伴うガラ等の撤去材は速やかに場外処分すること。
- ・工事施工に使用した進入通路、資材置き場等の作業所内は現況に復旧すること。
- ・本工事により破損を生じた箇所は在来に倣い補修すること。
- ・設備工事の取り合いについては、設備監督職員と協議すること。
- ・産業廃棄物の処理にあたっては、電子マニフェストを使用すること。
- ・地中埋設配管の損傷事故を防止するため、掘削作業等を行う際は、監督職員と既設配管の情報を共有し、慎重に作業を行うこと。
- ・足場解体などの上下作業については、第三者災害や既設配管の損傷などを起こさないよう、作業開始前に荷下ろし方法と落下防止措置を確認すること。
- ・施設敷地内及び周辺は禁煙とする。

工事期間中に施設利用者が使用する範囲での施工について(注意事項)
 使用中の施設で夜間や休日に施工する場合など、工事範囲と工事期間中に施設利用者が使用する範囲が重なる工事においては、特に安全管理の徹底を図り、以下のような点について留意すること。

1. 高所や天井などに取り付ける資機材については落下の危険性に特に注意すること。
2. 仮囲いなどは容易に開閉ができないようにすること。
3. 作業終了時には、工具や資機材を施設利用者が使用する範囲内に残置しないこと。

また、機器、配線、配管等を仮止めや半固定の状態に残置しないこと。

特記事項

- ・本工事を行う際は、敷地内利用者の安全に留意し、工事を行うこと。
- ・施工者は、腕章、ヘルメット、名札等を着用し、工事施工者であることを明確にすること。
- ・施設の日常活動等運営上、支障なき様十分配慮のこと工程表を作成し、施設管理者及び監督職員と協議の上施工を行うこと。
- ・各部材の仕上りは施設管理者と協議の上決定すること。
- ・工事に伴い騒音・振動が発生する作業は時間的制約があるため、施設管理者と十分協議の上施工すること。
- ・工事前トイレは既存施設内トイレを借りることとし、場所は施設管理者の承諾を得た上決定すること。(清掃管理を徹底する)
- ・既設との取合部分は全てカッター切を行うこと。
- ・児童の登下校の時間帯は、工事車両の進入に注意すること。
- ・警備員1名をスポット20日で配置すること。
- ・本現場は南港ノーカーゾーン内に立地する為、工事車両の進入には事前に警察署の許可が必要になる。
- ・養生、コンクリート通路部分には車両の乗り入れ禁止とする。
- ・場内への車両進入は資材搬入のみとする。

- ・作業時毎に作業開始の連絡を職員室へ行うこと。
- ・プール正面は4、5年生の校舎なので、音が出るような作業時にはその旨を予め伝えること。
- ・U/C塗(水性2液型)：2液形水性ポリウレタン樹脂塗装(仕様書参照)
- 和信化学工業(株)：アクレックスフロアクリヤー 2液タイプ
- 大同塗料(株)：ユクライトクリヤー#700T
- 大谷塗料(株)：ソワード2液フロアエーテ 艶有 又は同等品とする。
- ・同等品とは、水性、F☆☆☆☆、トルエン・キシレンをはじめとする厚生労働省規制13物質を含まないものとする。
- ・塗回数：4回塗とする。
- ・主剤に硬化剤を混合した塗料は、可使用時間(各メーカー仕様による)を厳守し、可使用時間の過ぎた塗料は絶対に使用しないこと。
- ・工程毎の「主剤と硬化剤の攪拌時刻」及び「塗装終了時刻」の記録を監督職員に提出すること。
- ・積層フローリングについて
- 積層フローリング t-18(表層ひき板厚6mm以上) プナ材とする。
- ・VOC測定は特急分析により行い、測定結果(施工前1室・施工後1室)は速やかに監督職員へ提出すること。

①弾性シーリングについて
 プール構造体とプールサイドの境目に配した目地シーリング材は
 1成分系シリコン系シーリング(SR-1)防カビタイプとする。寸法は現状合わせとする。
 なお、プールサイド床の目地シーリングを改修する場合は本項に併記する。

②責任施工、保証期間について
 本工事のプール槽、足洗い槽、洗体槽、シャワー槽塗装塗替え塗装及び図示のシーリング打替えについては責任施工とし、工事受注者、当該工事の施工者、材料メーカーの連名で下記の保証期間を証した工事保証書を作成し提出すること。
 (ア)プール槽等塗装：保証期間2年
 (イ)弾性シーリング：保証期間5年

1) 設計段階で石綿含有と判断している建材について

材料名	厚さ(mm)	使用部位	面積	石綿含有 判断根拠
	mm		m ² 図示	・みなし ・分析調査済み

2) 工事開始前の石綿の有無の調査と届出について

- ・工事着手前に改修等工事に係る全ての部分について事前調査を行い、『解体等工事に係る事前調査書面』を作成し、調査結果を監督職員へ報告するとともに、事前調査結果(A3サイズ(縦29.7cm以上、横42cm)以上)を掲示の上、工事を行うこと。
- ・建築物の解体等の作業を行う際は「①建築物石綿含有建材調査者(一戸建て等石綿含有建材調査者を除く)」又は「②令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者」が事前調査を行うこと。(令和5年10月1日以降に着工する工事が対象)
- ・工事開始前に事前調査書面を監督職員の確認後、結果の概要等を電子システム(石綿事前調査結果報告システム)で、所轄労働基準監督署及び所轄自治体に届出を行うこと。
- ・電動工具等を用いて石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業(足場等を設置するために行う軽微な穿孔作業等を含む)は、「特定粉じん搬出等作業」に該当するため、穿孔等の作業前に事前調査を実施し、石綿等が使用されていることが判明した場合は、電動工具の性能を確認する等、適切な工法で穿孔作業等を行うこと。
- ・石綿含有建材等の処理作業は、『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月 厚生労働省・環境省)』によること。
- ・石綿含有仕上塗材等の処理について、官公庁に所定の届出を行い、電動工具を使用する場合は監督職員立ち合いのもと、試験施工を行うこと。試験施工の結果により、施工工具を確定し監督職員との承諾を受けたのちに工事を行うこと。
- ・関係法令等に基づき、必要な場合、建設工事計画届出、石綿等の除去工事概要書等(労働基準監督署)、特定粉じん排出等作業実施届出書(大阪府環境局)等届出を行うこと。
- ・工事で使用したHEPAフィルター、養生材等及び除去した石綿含有仕上塗材等は石綿含有産業廃棄物として処分すること。
- ・石綿含有仕上塗材の処理については以下の通りとする。

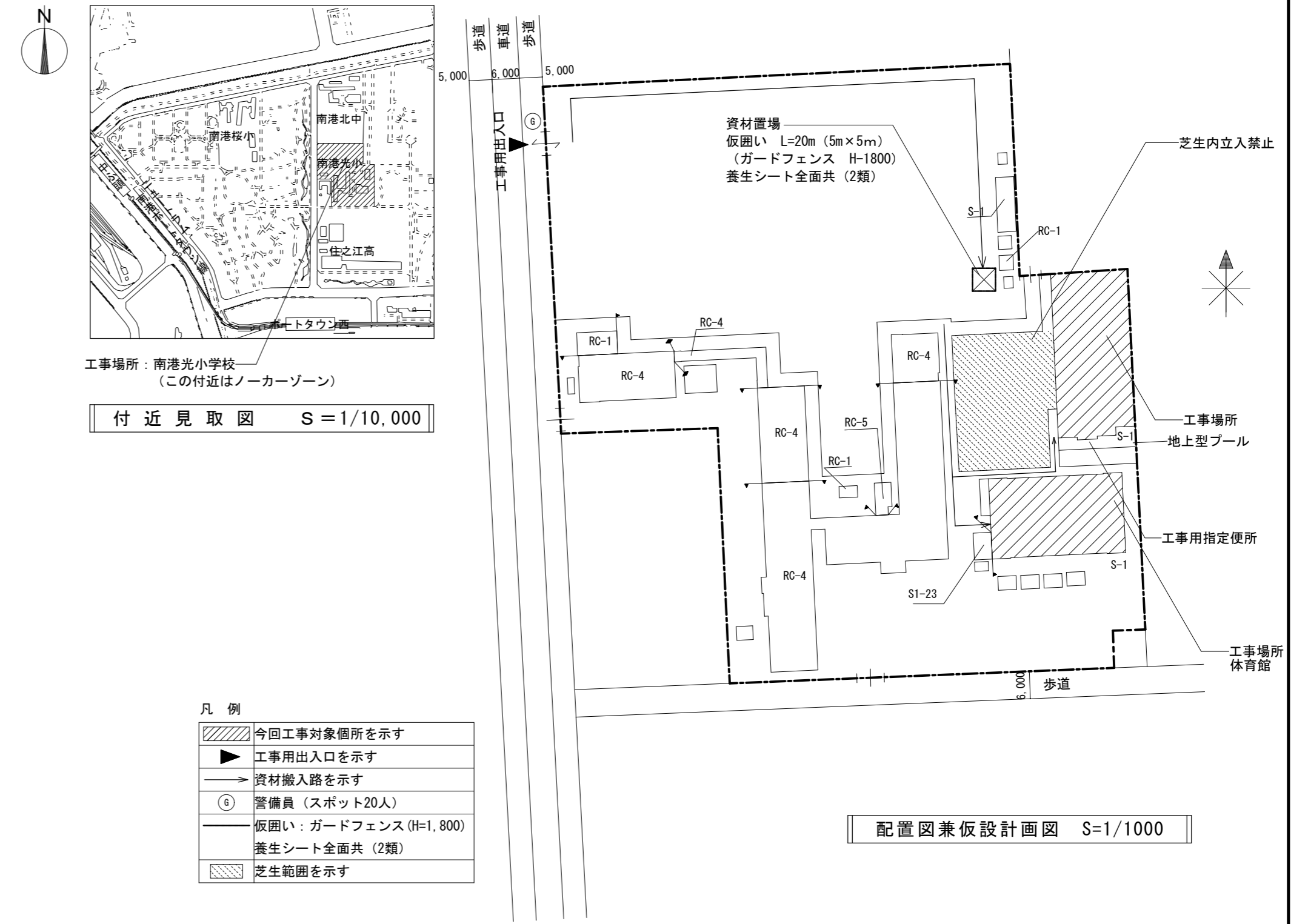
位置	部位	使用材料	石綿含有 判断根拠	悪所の石綿含有仕上塗材処理工法
図示	外壁面	・リシン吹付 ・吹付タイル	・みなし ・分析調査結果	・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 (集じん装置付きハンマードリルを含む) ・集じん装置併用手工具ケレン工法

注) 石綿含有量は0.1%以上

塗装概要 <プール施設概要>

主要項目			
プールの材質	アルミニウム合金		
長さ(m)	25	幅(m)	10.9
コース数	6		
水深(m)	-0.85=端壁部 -1.10~-1.15=最深部		
付属物	スタート台、コースロープ取付け具、給水口、排水口 オーバーフロー溝、入水はしご(位置、設置数は図示による)		
付帯施設	足洗い槽、洗体槽、シャワー槽、洗眼場		
プールサイト	RC造スラブの上にモルタル仕上げ(目地入り)		

- ・塗装範囲
図示の塗装されたプール槽及び足洗い槽、シャワー槽を塗装する。
- ・塗装仕様
プール塗装に使用する材料及び施工工程の種別による塗装区分は別表『プール塗装塗替仕様1』、『プール塗装塗替仕様2』を参照の上、図示に基づいて塗装部位ごとに塗り分けする。
なお、鉄鋼面塗装は特記仕様書による。
- ・標示等
プール槽・同付属物の塗替え後コースライン、クロスライン、5mライン、中央ラインの標示とともに距離、水深の表示を図示に基づいて行う。



工事名称	南港光小学校体育館床改修その他工事			令和4年度	
図面名称	工事概要・付近見取図・配置図兼仮設計画図	通し番号	2	図面番号	00/002
大阪府都市整備局 企画部施設整備課		(一社)大阪府建築設計協会		契約用図面番号	2
		(株)浅野建築設計事務所共同企業体		20	